平成２３年（フ）第１７２２号
京都市山科区東野中井ノ上町５番地の82
債務者　大城　秀行
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７５１号
京都府宇治市菟道西隼上り23番地の47
債務者　粂　　直明
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８２７号
京都府城陽市寺田宮ノ谷29番地の235、住民票上の住所京都府宇治市広野町尖山２番地の232
債務者　山本　和孝
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８４１号
京都市上京区下長者町通裏門西入坤高町88番地
債務者　吉田分店こと　寺川真由美
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８４２号
京都市上京区下長者町通裏門西入坤高町88番地
債務者　寺川　弘子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４１４号
奈良県大和郡山市小林町185番地１　サンコートＢ棟105号
債務者　田方　伸枝
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５６６号
奈良県桜井市大字谷159番地の１
債務者　原田　優市
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５８０号
奈良県生駒市北新町19番37号
債務者　藤本　高行
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５８９号
奈良市南登美ヶ丘２番12―201号
債務者　川﨑　智子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４４８号
兵庫県宝塚市山手台西４丁目13番６―101号、前住所神戸市中央区東川崎町５丁目９番４号
債務者　西本マサ子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第７５７号
栃木県鹿沼市西鹿沼町214―１　リバレイン105号、住民票上の住所栃木県鹿沼市口粟野344番地４
債務者　大澤　清武
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８０８号
栃木県宇都宮市竹林町232番地２　アメニティハイツＢ205
債務者　古田　和美
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８１４号
栃木県鹿沼市池ノ森490番地、前住所千葉県浦安市富士見３丁目６番１―303号　プライムＮＳⅡ
債務者　髙橋　克明
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８２８号
栃木県さくら市氏家3270番地47、前住所栃木県さくら市草川11番地３
債務者　髙橋　拓馬
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８３０号
栃木県宇都宮市鶴田町3654―17　コーポフローラ103号室、住民票上の住所石川県鹿島郡中能登町井田ら部63番地
債務者　高島　正太
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８４１号
栃木県芳賀郡芳賀町大字西高橋1981番地
債務者　髙岡さとみ
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係